

岡山大学医学部規程

〔平成16年4月1日〕
岡大医規程第1号

改正	平成16年	7月13日	規程第6号
	平成17年	3月23日	規程第1号
	平成18年	2月21日	規程第1号
	平成19年	2月20日	規程第3号
	平成20年	2月19日	規程第1号
	平成21年	3月 5日	規程第1号
	平成22年	2月16日	規程第1号
	平成23年	2月22日	規程第1号
	平成24年	2月21日	規程第1号
	平成25年	2月19日	規程第1号
	平成25年	5月21日	規程第3号
	平成26年	2月18日	規程第1号
	平成26年	7月23日	規程第2号
	平成27年	7月14日	規程第3号
	平成28年	3月23日	規程第1号
	平成28年11月	22日	規程第2号
	平成29年	2月21日	規程第1号
	平成29年	3月 7日	規程第2号
	平成30年	2月20日	規程第1号
	平成30年	3月 7日	規程第2号
	平成30年	7月10日	規程第3号
	平成31年	3月19日	規程第1号
	令和 元年	7月 9日	規程第2号
	令和 2年	3月27日	規程第1号
	令和 2年10月	13日	規程第3号
	令和 3年	2月16日	規程第2号
	令和 3年	7月13日	規程第4号
	令和 3年12月	14日	規程第5号
	令和 4年	2月22日	規程第1号
	令和 5年	2月21日	規程第1号
	令和 6年	2月20日	規程第1号
	令和 6年12月	10日	規程第3号
	令和 7年	2月18日	規程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は，国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき，岡山大学医学部（以下「本学部」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（本学部の目的）

第2条 本学部は，医の倫理に徹し，科学的思考法と高度の医学的知識を体得し，社会的信頼を得るに足る臨床医及び医学研究者を養成すること並びに高い臨床能力を持つ医療技術者及び医療技術科学の研究者を養成することを教育目的とし，もって人類の健康と

福祉に貢献することを使命とする。

（自己評価等）

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究等の状況の公表）

第4条 本学部は、教育内容及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

（組織的研修等）

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

（学科及び専攻）

第6条 本学部に次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

（副学部長）

第7条 本学部副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

（学科長）

第8条 本学部各学科に学科長を置く。

2 学科長に関し、必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第9条 本学部は、岡山大学医学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

（教育課程の編成方法等）

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目の授業科目名等は、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目名等は、医学科にあつては別表第2、保健学科にあつては別表第3のとおりとする。

4 前項の規定に関わらず、必要があるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

（履修方法及び上限単位等）

第11条 医学科の学生は、各学期の定められた期間に、該当学期（第2学期は夏季休業期間、第4学期は冬季・春季休業期間を含む。）に履修しようとする授業科目（専門教育科目の必修科目を除く。）を学部長に届け出て承認を受けなければならない。

2 医学科の学生が、学年の中途において開講する授業科目を履修しようとするときは、別に定める期日までに学部長に届け出て承認を受けなければならない。

3 保健学科の学生は、各学期の定められた期間に、該当学期（第2学期は夏季休業期間、第4学期は冬季・春季休業期間を含む。）に履修しようとする授業科目を学部長に届け出て承認を受けなければならない。

第12条 学則第8条第2項の規定に基づき学生が1年間に履修科目として登録できる単

位数の上限は、次のとおりとする。

医 学 科 50単位

保健学科 50単位

2 前項の規定に関わらず、履修科目上限単位数に以下の科目は含めないものとする。

一 卒業要件単位数に含まれない科目

二 入学前の既修得単位を本学科において修得したものとして単位認定された科目

三 外部検定試験等により単位認定された科目

(授業の方法)

第13条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 医学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 保健学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(受験資格)

第15条 学生は、各科目につき所定の期間講義、演習、実験及び実習に出席しなければ、試験を受けることができない。

(受験の順序)

第16条 医学科の学生は、基礎医学の試験に合格しなければ、臨床医学の最終試験を受けることができない。

(成績評価基準)

第17条 学則第12条の規定に基づき、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定及び成績の判定)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、岡山大学学則による。

(他学部における授業科目の履修)

第19条 本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目の履修)

第20条 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の学生に他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

- 2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。
 - 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。
 - 4 前項の単位の認定は、当該大学の交付する成績証明書等により教授会が行う。
(他の大学以外の教育施設等における学修)
- 第21条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、前条の規定により認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 2 前項の単位の授与は、当該学修に係る成績証明書等により教授会が行う。
(入学前の既修得単位等の認定)
- 第22条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入學する前に、本学又は他の大学(外国の大学を含む。)若しくは短期大学(外国の短期大学を含む。)で履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学部に入學した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。
- 2 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入學する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
 - 3 前2項の規定により、認定又は授与することのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条により本学部において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 第1項及び第2項の単位の認定又は授与は、当該大学等の交付する成績証明書等により、教授会が行う。
(試験及び履修等に関する規程)
- 第23条 この規程に定めるもののほか、試験、履修等に関し必要な事項は、別に定める。
(編入学)
- 第24条 学則第25条第2項の規定により編入学した者の在學すべき期間は、学則第4条に規定する修業年限から1年を控除した年数とする。
- 2 編入学した者の在學期間は、前項の在學すべき期間の2倍の年数を超えることができない。
(転学及び転学部等)
- 第25条 学則第29条第1項の規定により、保健学科に転学部又は転学科(以下「転学部等」という。)を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することができる。
- 2 保健学科の学生で、他の専攻に転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。
 - 3 他の大学又は本学の他の学部に入學又は転学部を希望する者は、学部長に願い出てその許可を得なければならない。
 - 4 新たに入學を志願する者の例によって本学の他の学部又は本学部の他の学科若しくは他の専攻に入學を志願する場合は、在學のままでよい。ただし、学部長の許可書を出願の際願書に添えなければならない。
- (在學期間の通算)
- 第26条 前条の規定により転学部等を許可された者の在學期間の通算の認定は、教授会において行う。

(願による退学)

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(卒業の要件)

第28条 卒業の要件は、本学部の医学科にあつては6年以上在学し、別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の中から別表第4に定める単位数を、保健学科にあつては4年以上在学し、別表第1及び別表第3に掲げる授業科目の中から別表第5に定める単位数を修得するものとする。

2 削除

(科目等履修生)

第29条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 他の大学(外国の大学を含む。)の学生で本学部の特別聴講学生を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障のない限り、当該大学との協議に基づき、これを許可することがある。

(研究生)

第31条 本学部の授業担当教員の指導を受けて、特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 大学卒業者又は医学専門学校卒業者

二 授業担当教員が前号と同等以上の学力があると認めた者

第32条 研究生の入学の時期は、毎月1日とする。

2 研究生を志願する者は、所定の願書を授業担当教員を経て学部長に提出しなければならない。

第33条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き研究を必要とする者には、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(医学部受託臨床実習生)

第33条の2 他の大学(外国の大学を含む。)の学生で本学部の受託臨床実習生を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障のない限り、当該大学等との協議に基づき、これを許可することがある。

2 医学部受託臨床実習生の学内施設の利用については、本学部の学生の利用方法に準ずる。

(研究費)

第34条 研究生の研究に要する費用は、教室の設備に附帯するもののほか、すべて自費とする。ただし、場合により特に研究材料を支給することがある。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学医学部規程等を廃止する規程(平成

16年岡大医規程第2号)により廃止された岡山大学医学部規程(平成7年岡山大学医学部規程第1号)の例による。

附 則

この規程は、平成16年7月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、平成16年度以前の入学者については、所属専攻の履修指導により、所定の科目を履修しその単位を修得するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定に関わらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定に関わらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第2の授業科目名は、平成19年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第2の授業科目名は、平成20年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第2の授業科目名及び単位数は、平成22年度以降の第2学年から第5学年についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表2及び別表4は平成22年度入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表2及び別表4は平成21年度以降の入学生につ

いても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表第 2 及び別表第 4 は、平成 24 年度以前の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 及び別表第 4 の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 23 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 22 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 及び別表第 4 の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第 4 の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する科目区分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第3及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。
- 3 改正後の別表第3の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目名については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第3及び別表第5の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部保健学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定に関わらず、この規程施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

別表第 1

〔全学共通科目，英語科目〕

	科 目 区 分		授業科目	単位数
	課題研究	知 の 探 研	授業科目及び単位については，岡山大学教育推進機構長が学年の始めに公示する	
全 学 共 通 科 目	情報・数理 データサイ エンス	情 報 処 理 入 門 1 (情 報 機 器 の 操 作 を 含 む)		
		数理・データサイエンスの基礎		
		情 報 教 育 科 目		
		数理データサイエンス科目		
	健康・スポ ーツ科学	健康・スポーツ科学科目		
		ス ポ ー ツ 演 習 科 目		
	市民性と 異文化理解	実 践 知 科 目		
		芸 術 知 科 目		
		市 民 性 教 育 科 目		
		言 語 文 化 科 目		
英 語 科 目	必修英語	コミュニケーション英語 (S&L)		
		コミュニケーション英語 (R&W)		
		ア カ デ ミ ッ ク 英 語 (プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン)		
		ア カ デ ミ ッ ク 英 語 (ラ イ テ ィ ン グ)		
	選択英語	高 年 次 英 語 科 目		
		S P A c E 英 語 科 目		
		キ ャ リ ア パ ス 英 語 科 目		

別表第 2

〔医学科の専門教育科目の授業科目名等〕

区分	授 業 科 目	単位 数	必修選択の別	
			地域枠以外	地域枠
全学 交流科目	社会系交流科目	授業科目及び単位については、岡山大学教育推進機構長が学年の始めに公示する		
	生命系交流科目			
	自然系交流科目			
専門 基礎 科目	医学生物学	1.6	選	必
	医学概論	0.4	選	必
	遺伝学	0.4	選	必
	臨床医学入門	1	選	必
	基礎放射線学	0.8	選	必
	発生学	0.7	選	必
	医学データサイエンス	1.2	必	修
	人体の構造：入門	1.4	選	必
	医学セミナー	1	必	修
専門 科目	早期体験実習	0.7	必	修
	チーム医療演習	0.5	必	修
	早期地域医療体験実習Ⅰ	0.8	選 択	必 修
	早期地域医療体験実習Ⅱ	1.7	選 択	
	細胞組織学	1.4	必	修
	細胞組織学実習	0.9	必	修
	人体解剖学	1.3	必	修
	系統解剖学実習	3.2	必	修
	神経構造学	2.3	必	修
	神経構造学実習	0.8	必	修
	生理学Ⅰ	2.6	必	修
	生理学Ⅰ実習	0.3	必	修
	生理学Ⅱ	2.6	必	修
	生理学Ⅱ実習	0.3	必	修
	生化学	2	必	修
	分子医化学	2	必	修
	生化学実習	0.3	必	修
	分子医化学実習	0.3	必	修
	薬理学	3	必	修
	薬理学実習	0.4	必	修
	病理学Ⅰ	2.8	必	修

専 門 科 目	病理学Ⅰ実習	0.5	必修
	病理学Ⅱ	3.2	必修
	病理学Ⅱ実習	0.4	必修
	細菌学	2.5	必修
	細菌学実習	0.3	必修
	ウイルス学	2.5	必修
	ウイルス学実習	0.2	必修
	免疫学	2.6	必修
	免疫学実習	0.1	必修
	寄生虫学	1	必修
	医学研究インターンシップ	8	必修
	基礎病態演習	3.5	必修
	臨床病態演習	0.3	必修
	衛生学	1.6	必修
	公衆衛生学	1.6	必修
	公衆衛生学／疫学・衛生学実習	0.5	必修
	地域医療体験実習Ⅰ	0.8	選 必
	地域医療体験実習Ⅱ	0.8	選 必
	地域医療体験実習Ⅲ	0.8	選 必
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅰ ～Okadai Med ArtsⅠ～	3.9	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅱ ～Okadai Med ArtsⅡ～	1.6	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅲ ～Okadai Med ArtsⅢ～	1	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅳ ～Okadai Med ArtsⅣ～	1.1	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅴ ～Okadai Med ArtsⅤ～	0.6	必修
	行動科学・プロフェッショナルリズム育成科目Ⅵ ～Okadai Med ArtsⅥ～	0.1	必修
	法医学	3.2	必修
	法医学実習	0.2	必修
	内科総論	0.5	必修
	外科総論	0.3	必修
	臨床放射線総論	0.6	必修
	臨床検査総論	0.6	必修
	腫瘍学	0.5	必修
	生命倫理学	0.6	必修

専門科目	医事法		0.4	必修
	形成外科学		0.5	必修
	小児外科学		0.4	必修
	臓器・系別統合講義	循環器系	1.4	必修
		呼吸器系	1.1	必修
		腎泌尿器系	1.2	必修
		内分泌・代謝系	1.1	必修
		消化器系	1.6	必修
		血液・造血器系	0.6	必修
		感染症	0.7	必修
		免疫系	0.6	必修
		感覚器系	1.4	必修
		運動器系	1.3	必修
		脳神経系	1.9	必修
		精神系	1	必修
		皮膚系	0.9	必修
		小児・発達系	1.8	必修
		生殖系	1.6	必修
		麻酔・蘇生系	1	必修
		救命救急系	0.4	必修
		総合診療医学	1	必修
	臨床実技入門		1.5	必修
	医療シミュレーション教育コース		0.4	必修
	基本臨床実習	消化器・肝臓内科学	1.7	必修
		血液・腫瘍・呼吸器内科学	1.7	必修
		腎・免疫・内分泌代謝内科学	1.7	必修
		神経精神医学	1.7	必修
		小児科学・小児発達病因病態学	1.7	必修
		消化器外科学	1.7	必修
		呼吸器・乳腺内分泌外科学	1.7	必修
		整形外科	1.7	必修
		皮膚科学	1.7	必修
		腎泌尿器科学	1.7	必修
		眼科学	1.7	必修
		耳鼻咽喉科学	1.7	必修
		放射線医学	1.7	必修
		産科婦人科学	1.7	必修
		麻酔・蘇生学	1.7	必修

専 門 科 目		周産期・新生児	1.7	必修
		脳神経外科学	1.7	必修
		総合内科学	1.7	必修
		循環器内科学	1.7	必修
		心臓血管外科学	1.7	必修
		神経内科学	1.7	必修
		救命救急・災害医学	1.7	必修
		形成外科学	1.7	必修
		ワクチン実習	0.1	必修
	選択制臨床実習		23	必修
	医学史		0.5	必修
	老年医学		0.2	必修
	臨床薬理学・薬剤学		0.4	必修
	緩和医療学		0.4	必修
	東洋医学		0.6	必修
	医療政策・地域医療学		0.4	必修
	ゲノム医療		0.4	必修

※全学交流科目を除く必修科目を主要授業科目とする。

別表第 4

〔卒業要件単位数〕

学 科 等		医 学 科	
科目区分		地域枠以外	地域枠
全学共通科目 英語科目		2 0 単位	
専 門 教 育 科 目	全学交流科目	4 単位	
	専門基礎科目	7 . 8 単位	
	専門科目	1 6 1 単位	1 6 3 . 5 単位
	計	1 7 2 . 8 単位	1 7 5 . 3 単位
合 計		1 9 2 . 8 単位	1 9 5 . 3 単位

注) 履修に当たっては，所属学科の指導を受けること。